

Infantile Seizure Society・乳幼児けいれん研究会会則

(名称)

第1条 本会は Infantile Seizure Society (ISS) (和文名乳幼児けいれん研究会) と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本会の事務局は、東京都品川区南品川 6-12-17-201 小児神経学研究所内におく。

(目的)

第3条 本会の目的は新生児および乳幼児けいれん性疾患および関連疾患の診療研究を、国際的視野において推進し、その進歩発展に寄与し、併せて会員間および国際的交流親睦を図るものとする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 学術集会の開催支援 (毎年1回)
2. 多施設共同研究の推進
3. ウェブサイトの常設
4. その他、本会の目的達成に必要な事業

(学術集会)

第5条 学術集会は、目標主題について世界最高水準の研究発表、討論の場となることを目指す。公用語を英語とし、諸外国にも広く参加を求める。会終了後、主要発表をまとめた原著集(英文)を出版し、議事録とする。

(会員)

第6条

1. 本会の会員の種別は次のとおりとする。
 - i. 会員: 本会の目的に賛同し、新生児および乳幼児けいれん性疾患および関連疾患の診療・教育・研究に従事している医師・研究者。
 - ii. 臨時会員: 本会の目的に賛同し、新生児および乳幼児けいれん性疾患および関連疾患の診療・教育・研究に従事している医師・研究者で単年度の会員になる者。
 - iii. 名誉会員: 本会の活動に多大の貢献を尽くしたもので、世話人会で推薦され承認を受けた者。
2. 正会員ないし臨時会員になろうとする者は、規定申し込み用紙に必要事項を明記し、別に定める会費を添えて本会事務局に申し込みを行う。

3. 会員は学術集会開催案内その他の会報配布サービス、学術集会、総会の出席の資格が与えられる。
4. 正会員は、年会費を納めなければならない。臨時会員は希望する年度の会費を納めなければならない。
5. 会員は次の各号のいずれかに該当した場合にその資格を喪失する。
 - i. 本会事務所に退会の意思を申し出た場合。
 - ii. 正会員で年会費の未納が2年連続となった場合。
 - iii. 世話人会において除名の決定がなされた場合。
6. 本会を退会しようとする者は会費完納の上、その旨をその年度末までに本会事務所に通知しなければならない。
7. 会員が本会の趣旨に背き本会の名誉を著しく汚した場合は、世話会の議決によりこれを除名・資格停止・戒告することができる。

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

世話人代表 1名

世話人副代表 2名

総務担当世話人 1名

世話人

学術集会会長 1名

学術集会前期会長 1名

学術集会次期会長 1名

顧問

監事 2名

庶務幹事 2名

第8条 役員を選出方法を次に定める。

1. 世話人

正会員の中から世話人2名の推薦により、世話人会で審議決定し、世話人代表が委嘱する。世話人選任に当っては、候補者の新生児および乳幼児けいれん性疾患および関連疾患の診療研究における実績、意欲を重視し、地域分布にも配慮する。

2. 世話人代表

立候補した世話人の中から世話人会によって設置された選挙管理委員会の管理下で無記名投票により選出する。

3. 世話人副代表

世話人代表が世話人の中から2名を推薦し、世話会の承認を経て決定する。

4. 総務担当世話人

世話人の中から世話人会の協議により1名を選定する。

5. 学術集会会長、次期会長、次々期会長

世話人会において選任する。

6. 顧問

有識者の中から世話人会の協議により選任する。本会に特に多大な貢献をした顧問を名誉顧問とし世話人会で推挙され審議を経て決定する。

7. 監事

世話人会の協議により2名を選定する。世話人であることの是非は問わない。

8. 庶務幹事

世話人の中から世話人代表が2名を推薦し、世話人会の承認を経て決定する。

(役員の仕事)

第9条

1. 世話人は世話人会を組織し重要会務を審議決定する。
2. 世話人代表は本会を代表し、会務を総理する。
3. 世話人副代表は、同代表を補佐し、必要に応じて同代表の代理を務める。
4. 総務担当世話人は世話人代表を補佐し、会務の遂行にあたる。
5. 学術集会会長は当該年度の学術集会を主宰する。学術集会会長は独自の判断により副会長を任命し、実行委員会を組織する事ができる。学術集会会長は学術集会の企画および実績を、世話人会に報告する。
6. 顧問は本会運営と発展のための助言を与える。
7. 監事は会務を監査する。
8. 庶務幹事は世話人代表を補佐し、会務の遂行・管理の補助を行う。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、選任された年の定期学術集会終了の翌日から次々回の定期学術集会終了日までとする。世話人代表、世話人副代表、総務担当世話人、世話人、顧問、監事、庶務幹事の再任はこれを妨げない。ただし、世話人代表については連続4年間を超えて再任されないものとする。世話人代表、世話人副代表、総務担当世話人、世話人、監事、庶務幹事の任期は満65歳になる年の定期学術集会の最終日までとする。顧問の仕事はその年齢的制限を設けない。学術集会会長、学術集会前期会長、学術集会次期会長の任期は原則として選任された年の定期学術集会終了の翌日から次年の定期学術集会終了時までとし、年齢的制限を設けない。

第11条 役員仕事の更新にあたり、次のいずれかに該当する場合は、仕事更新の可否につ

いて世話人会において議決する。

3年連続して、世話人会または学術集会を欠席した場合。

本人が退任を希望する場合

役員会費の滞納が2年連続となった場合

(世話人会)

第12条

1. 世話人会は世話人によって構成され、世話人代表がこれを招集する。
2. 世話人会の成立には世話人の過半数の出席を必要とする。ただし、出席する他の世話人に書面をもって評決を委任した者は出席者とみなす。
3. 世話人会の議長は世話人代表とする。
4. 世話人代表は議事録を作成する。総務担当世話人および庶務幹事はこれを補佐する。

(委員会)

第13条 本会は事業の遂行のために必要に応じて各種の委員会を設置することが出来る。委員会の設置と廃止は世話人会で議決する。

(緊急執行委員会)

第14条 世話人代表は定期学術集会の開催が懸念される事態等、重要な案件について緊急議決が必要であると判断される場合、世話人代表、世話人副代表、学術集会会長、学術集会次期会長によって組織される緊急執行委員会を開催することができる。この場合でも世話人代表は可能と判断される範囲内で世話人に電子メール等による審議開催を行う。緊急執行委員会における提案の採否は書面又は電磁的記録による構成員の多数決によって決定する。

(資産の構成)

第15条 本会の資産運営費は次の財産をもって構成する。

1. 会員会費
2. 寄附金
3. 資産より生ずるもの
4. 事業に伴う収入
5. その他の収入

(資産の管理)

第16条 本会の資産は世話人代表が管理し、その方法は世話人会の議決を経て世話人代表

が別に定める。

(経費)

第17条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(予算)

第18条 本会の予算案は世話人代表が編成し、当該事業年度開始前に世話人会の承認を受けなければならない。

(決算)

第19条 本会の収支決算報告書は、当該事業年度の終了後3か月以内に世話人代表が作成し、監事の監査を経て世話人会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(会則の変更)

第21条 本会会則の変更は世話人会での審議、承認を経るものとする。

(規定外事項)

第22条 本会会則に規定されていない事項は別に定める細則によるものとする。

平成17年10月11日作成

平成17年10月13日認証

平成18年3月1日 実施

平成30年10月25日改訂

令和元年6月1日改定

細則

(会費)

第1条 本会の年会費は役員 8,000 円、通常会員 5,000 円とする。ただし顧問、名誉会員および日本国籍を持たない会員については無料とする。